

日光の社寺

摘要

「日光の社寺」は、優れた自然環境に置かれた、2つの神社（東照宮と二荒山神社）と1つの寺院（輪王寺）の中の103棟の宗教施設で構成されたひとつの複合体である。登録資産は日本の関東地方北部の栃木県に所在する。これらの宗教施設は、その多くが17世紀に建てられたもので、様々な視覚的効果を生み出すように山の斜面に配置されている。最初の建造物群は8世紀に仏僧によって日光の霊山の斜面に建てられた。今日では数世紀にわたる保存と修復の伝統及び聖地と関係する宗教的慣習の継承を証明している。それらは、また、日本の歴史における輝かしい時代、特に江戸幕府の初代征夷大將軍であった徳川家康（1543～1616）の象徴的な人物像とも深く関係している。

50.8haの資産は、崇拝の長い伝統、高い水準の芸術的偉業、建築と周辺の自然環境との際だった一体性、そして国の記憶の蓄積という極めて重要で永続的な価値が結合していることに、資産の独特な特徴が見られる。

評価基準

評価基準 (i)

「日光の社寺」は建築上、芸術上の傑出した能力を表すものである。この特質は、山林の中に建つ建造物群の調和的な一体性や、人々の営為によって管理されてきた自然によって、さらに強められている。

評価基準 (iv)

日光は、神社仏閣に適用された江戸時代の建築様式の最適な例証である。東照宮と大猷院霊廟の2棟の霊廟は、日光における権現造の形式の完成形であり、後代に決定的な影響を与えた。これらの建築や装飾に関わった技能者・芸術家の創造性及び独創性は顕著に抜きんでて優れている。

評価基準(vi)

「日光の社寺」は、その周辺環境とともに、日本で古くから宗教の中心とされてきた場所の顕著な事例である。それは、神道における人間と自然との関わりに関係しており、宗教的なしきたりを通じて山や森を畏怖し、崇拝の対象とするもので、その慣習は今日においても生き生きと受け継がれている。

完全性

50.8haの資産は、(i)二荒山神社の建造物23棟、(ii)東照宮の建造物42棟、(iii)輪王寺の建造物38棟の3つの要素から成る。

資産の境界は、社寺境内の歴史的背景を尊重し、その歴史を表す上で不可欠なすべての建造物、高度な建築的・芸術的作品、それらを取り巻く神聖なる自然的環境と調和した景観を含んでいる。

また、資産範囲の全体と103棟の建造物群は、適切な範囲の緩衝地帯とともに、良好な状態で適切に保護されている。

したがって、資産は全体性と無傷性の双方に関して完全性の条件を保持している。

真実性

神社及び寺院の建造物及びその周辺の自然環境は、何世紀にもわたって聖なる土地とされ、かつ、建築と装飾の傑作が集積する場所として知られてきた。現代に至るまで宗教儀礼や行事の場として、生活や精神の中に伝統として生き続けている。その間、さまざまな自然災害（火災、倒木、地震等）にも見舞われてきた。損傷した建造物の修復に当たっては、その都度、当初の平面構成・技術に厳密に基づき、できるかぎり建築当初の材料を使用するとともに、彩色、材料、装飾の保存に注意を払い、作業に関する記録も残してきた。資産の構成要素である建造物の大半は、創建当初の位置を維持している。建造物群と17世紀初めに造成された森林とが一体となった環境も維持されている。山や森林は神聖なる意味を保持し、日光の社寺は生きた宗教空間となっている。

以上のように、資産は、形態・意匠、材料・材質、伝統・技術、位置・環境、機能、精神性の観点から、高い水準の真実性を保持している。

保護・管理に係る要件

登録資産の管理は、自然環境と建造物が一体となった豊かな調和のある景観を保つことを目的としている。資産を構成する建造物は、すべて保護されている。文化財保護法に基づき、9棟が国宝、94棟が重要文化財に指定されている。上述の建造物を含む50.8haの資産の範囲についても、同法の下に史跡に指定され、保護されている。同法により、資産の現状変更は規制され、いかなる変更も国の政府の許可を要することとされている。

また、資産が所在する地域は自然公園法に基づき国立公園にも指定され、保護されている。この法律により、工作物の新築、木竹の伐採等に制限が課せられている。

資産の周囲には、適切な範囲の緩衝地帯（373.2ha）が設けられている。緩衝地帯は、南東部の市街地を除き、自然公園法により保護されている区域と一致しており、その境界は資産を取り囲む山の稜線とほぼ一致している。緩衝地帯は、土地利用形態により部分的に(i)森林法による保安林、(ii)都市計画法による風致地区、(iii)日光市景観条例による景観計画重点区域などとも重複しており、文化的環境及び自然環境に負の影響を与える行為について制限している。

登録資産は、二荒山神社・東照宮・輪王寺の所有であり、これらの3つの宗教団体が資産の管理責任を負っている。必要な修理は、資質を認められた保存建築家や専門技術者から成る(財)日光社寺文化財保存会により実施されている。火事は資産にとって最も大きな脅威であるが、資産は自動火災報知・消火・避雷の各設備を完備している。加えて、所有者は自衛消防組織を結成し、公共消防機関との協力体制を執っている。さらに、個々の宗教施設は一般に公開されているため、資産の所有者はそれぞれの見学・拝観者に対して、公開や保護の仕方を検討する必要がある。

文化庁・栃木県・日光市は、所有者に対して保存管理に必要な財政支援及び技術指導を行っている。